

## 青森県マツ類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

青森県では、平成29年度時点において、松くい虫被害並びにナラ枯れ被害が発生しています。

これらの被害は、マツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシという媒介昆虫の移動に伴って被害が拡大することから、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツやナラの木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）

○ナラ類 … ブナ科のうち、ブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ等）

### 留意事項の地域区分一覧

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	△ 極力行わないこと
② 被害木等の市町村 外への移動	× 行わないこと	－ 対象外	－ 対象外
③ 被害木駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	－ 対象外	－ 対象外
④ 他県の被害地域 からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：深浦町 B：鱒ヶ沢町 C：AとBを除く県内38市町村

※平成30年3月末時点

## ① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすることは被害を呼び込むことにつながります。

被害発生市町村と被害発生隣接市町村については、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力伐採を行わないようにしてください。

・ただし、4月～5月の間に伐採する際は、林外に搬出し5月中に活用してください。

## ② 被害木等の市町村外への移動

被害発生市町村内の被害木(枯れた木、衰弱した木を含む)には、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で木材から媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力市町村外へ移動しないでください。

・被害材を移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為にあたる可能性があります。

## ③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

・ただし、6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

## ④ 他県の被害地域からの材の移動

他県においても被害が発生しています。被害地域のマツやナラの木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があり、移動先で媒介昆虫が脱出し、新たな被害が発生することが懸念されるため、持ち込まないでください。

## ⑤ 枯れた木に関する情報提供

枯れた木は、媒介昆虫や病原菌が潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

## 本留意事項に関する問合せ

本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先までご相談ください。

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林整備グループ	017-734-9513	青森市長島一丁目 1-1
東青地域県民局地域農林水産部林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南地域県民局地域農林水産部林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八地域県民局地域農林水産部林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴沢 384-37
上北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北地域県民局地域農林水産部林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

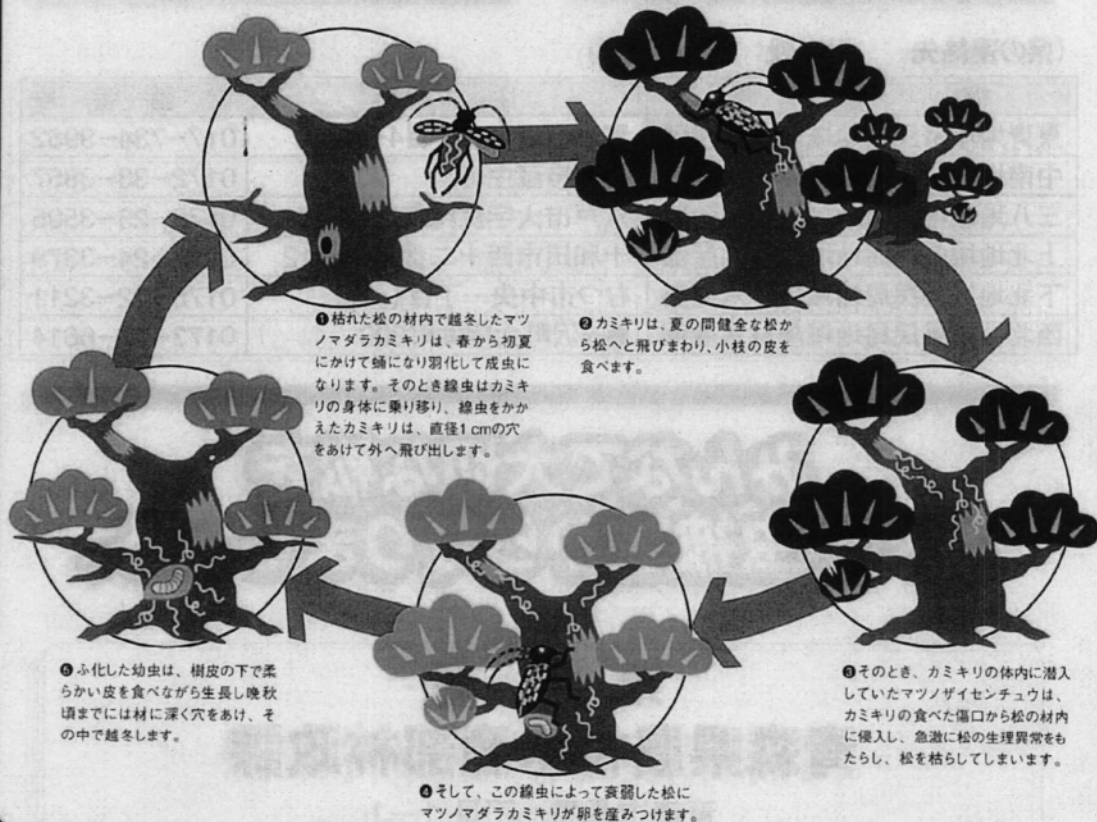
平成30年3月30日 策定

# 最近、急に枯れた松を見かけたことはありませんか？

松くい虫被害は松を枯らす伝染病です。  
本県の松を次の世代へと引き継ぎましょう。

## 松くい虫被害とは！！

松枯れの犯人はマツノザイセンチュウという線虫です。  
このマツノザイセンチュウは1mmにも満たない線虫です。  
その線虫を健全な松に媒介し、被害をまん延させるのが体調3cm程のマツノマダラカミキリという昆虫です。  
つまり線虫が松枯れの犯人（病原体）で、カミキリがその「運び屋」なのです。  
このため松を守るには病原体であるマツノザイセンチュウと運び屋のマツノマダラカミキリとの関係をどこかで断ち切る必要があるのです。



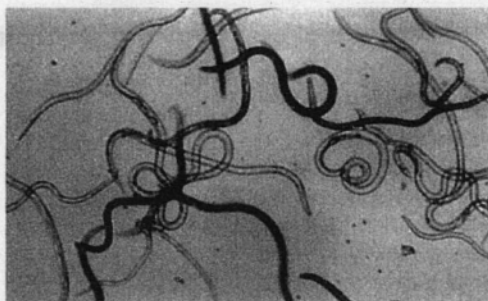
# ご協力ください

枯れている松や枯れかかっている松を見つけたときは、もよりの地域県民局地域農林水産部、地元の市町村役場、森林組合までお知らせください。

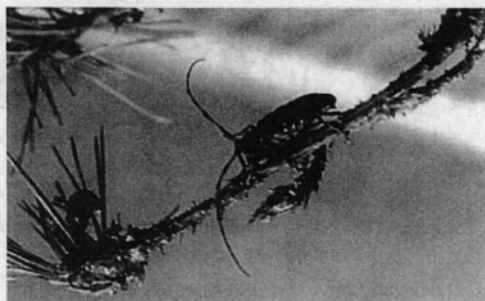
皆様からの情報提供により、県、市町村、森林組合等が枯れた松を調査いたします。

## 松くい虫被害の病原体・病原体を運ぶ虫

病原体マツノザイセンチュウ



病原体を運ぶ虫マツノマダラカミキリ



(県の連絡先 担当課：林業振興課)

機 関 名	住 所	電 話 番 号
東青地域県民局地域農林水産部	青森市長島2-10-3 青森フコク生命ビル6階	017-734-9962
中南地域県民局地域農林水産部	弘前市蔵主町4	0172-33-3857
三八地域県民局地域農林水産部	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-23-3595
上北地域県民局地域農林水産部	十和田市西十二番町20-12	0176-24-3379
下北地域県民局地域農林水産部	むつ市中央一丁目1-8	0175-22-3211
西北地域県民局地域農林水産部	鱒ヶ沢町舞戸町字鳴戸384-37	0173-72-6613

みんなで大切な松を  
松くい虫被害から守りましょう。

発 行

青森県農林水産部林政課

青森市長島一丁目 1-1

TEL 017-734-9513 FAX 017-734-8145

# ナラ枯れ被害が発生しました！



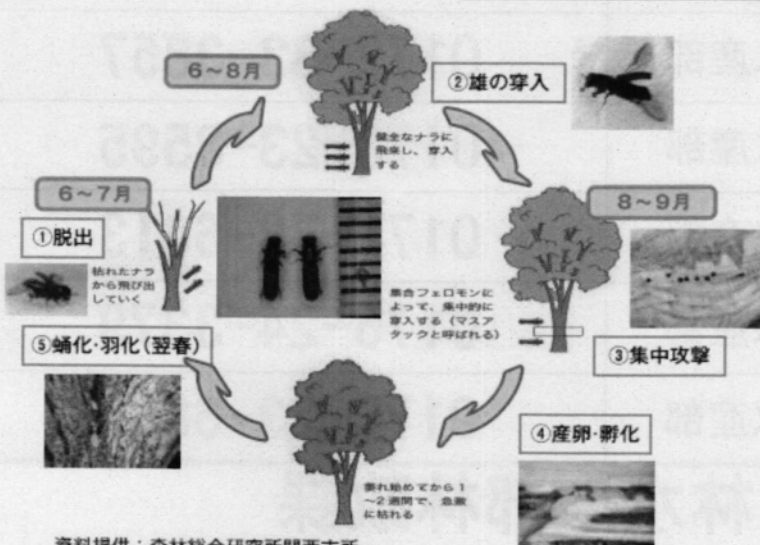
深浦町大間越地区の  
ナラ枯れ被害木(ミズナラ)  
写真:青森県

平成28年10月以降、深浦町において本県で2例目となるナラ枯れ被害が確認されました。

今後の被害拡大に備え、監視体制や情報収集の強化を図りながら、

**早期発見・早期駆除**を進めることが最も重要です。

## ナラ枯れサイクル



資料提供：森林総合研究所関西支所

- ① 6月下旬から8月頃にかけて、体長5mmほどのカシノナガキクイムシ（以下、カシナガ）が健全なナラ類の幹に穴を開けて内部に入り込み、内部を掘り進んでいきます。
- ② このとき、カシナガの体に付着したナラ菌が内部に持ち込まれます。（カシナガとナラ菌は共生関係にあります）
- ③ ナラ菌の繁殖により、通水が阻害された木は衰弱し、7月下旬から枯死が始まり、8月下旬に枯死が目立ち、9月下旬までにほぼ枯死は終了します。
- ④ 翌年6月下旬頃、次世代の成虫が羽化・脱出し、近くの健全木に集中して穴を開け入り込みます。

# 被害を拡大させないためには 早期発見・早期駆除 が重要です。

被害が確認されている樹種はミズナラ、カシワ、コナラ、クリの4種で、ミズナラが最も枯死しやすいことが、分かっています。

## 被害木の特徴



写真等提供：山形県森林研究研修センター

(他県の被害木)

夏の盛りに紅葉したように枯れる  
(急速に枯れることから落葉しない)



写真等提供：森林総合研究所関西支所

(他県の被害木)

根元には細かな木くずがたくさん  
散らかっている。

被害木と思われる木を発見したら、下記にご連絡ください。

連絡先(担当課:林業振興課)	電話番号
東青地域県民局地域農林水産部	017-734-9962
中南地域県民局地域農林水産部	0172-33-3857
三八地域県民局地域農林水産部	0178-23-3595
西北地域県民局地域農林水産部	0173-72-6613
上北地域県民局地域農林水産部	0176-24-3379
下北地域県民局地域農林水産部	0175-23-6855

## 青森県農林水産部林政課

青森市長島1-1-1 (TEL:017-734-9513 FAX:017-734-8145)